

平成 24 年 3 月 30 日

日本玩具協会

下記について連絡致します。

「玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱」の改定

1. 【制度要綱第 6 条の団体の名称変更】

(1) S T制度要綱第 6 条第 3 項の表中、「東京玩具人形問屋協同組合」を「東京玩具人形協同組合」に変更する。

(当該団体より、名称変更の届出があったため。)

(2) 平成 24 年 2 月 24 日に遡及して適用する。

2. 【制度要綱第 8 条及び 11 条の検査機関の名称の変更】

S T制度要綱第 8 条第 2 項の表中及び第 11 条第 2 項の表中、「財団法人 化学研究評価機構」の名称を以下のとおり変更する。

|      | 改定  | 施行日                             |
|------|---|---------------------------------|
| 名称変更 | (改定前)<br>財団法人 化学研究評価機構<br>↓<br>(改定後)<br>一般財団法人 化学研究評価機構 | 新法人登録日の平成 24 年<br>4 月 1 日に適用する。 |

(当該検査機関より、上記の変更申出があったため。)

【参考】 玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱（改定）

【玩具安全マーク使用許諾契約】

第 6 条 (略)

3. 下表の団体に所属する者は、当該団体を經由して協会と S T マーク使用許諾契約を締結することができる。

| 名 称          | 所 在 地                          |   |
|--------------|--------------------------------|---|
| (略)          |                                |   |
| 東京玩具人形問屋協同組合 | 〒111-0053<br>東京都台東区浅草橋 2-28-14 | D |

【検査機関の割当】

第 8 条 (略)

2. 前項の指定は、S T マーク使用許諾契約の契約番号中のアルファベットに対応して下表のとおりとする。

なお、S T マーク使用許諾契約者の中で合併等の事由により、一の使用許諾契約者が複数の契約記号を有することになる場合は、協会が別に指示するところによる。

| 契約番号中の<br>アルファベット | 名 称                             | 連 絡 先                         |
|-------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| (略)               |                                 |                               |
| C・P・V<br>J        | 一般財団法人 化学研究評価機構<br>高分子試験・評価センター | 〒135-0062<br>東京都江東区東雲 2-11-17 |
| (略)               |                                 |                               |

【国内又は海外の検査機関の実施した検査結果の受入れ】

- 第 11 条 協会は、指定検査機関以外の国内の検査機関又は海外の検査機関を指定して、当該指定機関が S T 基準の一部（S T 基準第 3 部「化学的特性」に限る。）について基準適合検査を行うことを認め、検査の日から 1 年以内に限り、当該検査機関の行う検査の結果を、指定検査機関の検査結果として受入れるものとする。

|     | 名 称  | 連 絡 先  |
|-----|--|--|
| (略) |  |  |
|     | <u>一般財団法人</u> 化学研究評価機構<br>高分子試験・評価センター 大阪事業所 | 〒577-0065<br>大阪府東大阪市高井田中 1-5-3<br>東大阪市立産業技術支援センター内 |
| (略) |  |  |